

情報の共有化を目指して

危険物と 保安

◆寄稿

秋田県立大学 システム科学技術学部機械工学科

学科長・教授 鶴田 俊



一般財団法人

全国危険物安全協会

Japan Association for Safety of Hazardous Materials

No.90
2025夏

危険物と 保安

情報の共有化を目指して

1 寄稿

新型コロナ後の国際間の物流や人流による社会の変化

秋田県立大学 システム科学技術学部機械工学科

鶴田 俊 学科長・教授

6 消防庁からの情報

・令和6年中の危険物に係る事故の概要

12 県危連、地区協会からの情報

・宮城県における当連合会の取り組みについて

一般社団法人 宮城県危険物安全協会連合会

・兵庫県における当協会の取り組みについて

公益財団法人 兵庫県危険物安全協会

14 関係業界・事業所の取り組み

・危険物の安全管理の充実に向けて

株式会社 栗本鐵工所 加賀屋工場

16 令和7年度「危険物安全週間」実施報告

・表彰受賞者名簿

20 危険物取扱者クイズ

21 危険物保安情報

・製造所での危険物配管交換工事中の爆発

◆表紙写真の解説

＜九十九島（長崎県）＞



日本本土最西端に広がる「九十九島（くじゅうくしま）」は、複雑に入り組んだリアス海岸と大小208の島々からなる風光明媚な景勝地です。ほぼ全域が1955年に西海国立公園に指定されており、日本一、島が密集しているこのエリアでは、深い緑と大地の栄養がたっぷり蓄えられた海で多様な生きものたちが生息しています。

No.90
2025夏

新型コロナ後の国際間の物流や人流による社会の変化

秋田県立大学 システム科学技術学部機械工学科

学科長・教授

鶴田 俊



新型コロナ感染症に関する特例措置が5類移行したことに伴い2024年4月以降、医療提供体制を通常の対応へ完全移行した。今日でも医療機関等では、アルコール消毒液が配置されていることが多い。社会が急激に変化するとき、危険物であるアルコール消毒液を多数建物内に配置することを行う必要性があった。

この事例からも危険物が社会で果たす役割とその危険性の双方を考慮しながら使用されていることがわかる。

日本の消防法上の危険物と国際連合の「危険物輸送に関する勧告」と異なる点が指摘される。いずれも危険物の有用性を利用しながら物質固有のハザードを最小限にすることを目的としている。

日本の消防法は、国内法の体系に沿い過去の災害事例を考慮して制定され、新たな物質や使用法の導入に伴い見直されている。

国際連合の「危険物輸送に関する勧告」も国際条約の体系に沿い、加盟国間の協議により見直されている。

2つの時間的に変化するルールをある時点で比較し異なる点が存在することは2つのルールがそれぞれの社会の中で生きている証である。危険物

の製造、貯蔵、取扱に関するルールと輸送に関するルールでは考慮する条件が異なっていることから差が生じる。

危険物管理のコストを下げる目的で規制緩和要望が出されることがあるが、事故発生時の損害はかつての公害と同じような外部不経済の形をとっている。

硬直化した規制も経済活動の停滞を招く可能性がある。新たな危険物の使用を開始することによる社会の便益、危険物製造者の経済的利益と社会が負担する災害対応や損害補償のコストを長期的に調整する必要がある。この調整に失敗すると不公平感や社会に対する信頼感低下を招く。

国際的な物流が増加すると国ごとに異なる規制は貿易の利便性を低下させる。その一方で災害の伝播を抑制することになる。イラン南部の港内のコンテナヤードで大規模爆発によりクレーターが生じる事故が起きている。バールート港、バングラデシュ南部BMコンテナヤード、天津港でも大規模爆発が起きている。

バングラデシュ南部BMコンテナヤードの大規

模爆発では、多数の犠牲者が発生し、ILO（国際労働機関）が声明を出し、職場環境の改善の必要を述べている。経済が急速に発展する地域では、産業界で起きている変化を政府が適切に認識、産業と事故のリスクを理解、問題点を指摘、事故を防止することが不可欠であると述べている。

大学時代に大規模災害の事例としてドイツオッパウのBASF工場爆発、米国ヒューストン港爆発について説明を受けた記憶がある。

日本でも勝島倉庫爆発により大きな被害が起きている。

大規模爆発を起こす物質であっても食料生産や社会生活に必要であればコンテナに充填され流通することになる。

このようなコンテナを取り扱う場合には、取り扱う環境条件が国際連合の「危険物輸送に関する勧告」の想定する条件と大きく異なることがないように確認が必要となる。

巨大コンテナ船の増加と迅速な輸送に対する要望を満たすとコンテナ内部をすべて確認することは難しい。密閉されたコンテナ間の火災の拡大は、開口を閉じていれば起きにくいと想定されるが、災害が起きたときに火災を封じ込めることが困難な事例も生じている。

2024年8月には中国の巨大ターミナルで危険物とリチウムイオン電池を収納した電源に接続されていない定温コンテナが爆発している。電源に接続されていない定温コンテナは断熱容器となっている。内部の物質が発熱しなければ温度変化は起きない。

しかしながら、断熱条件とは内部で発生した熱が周囲に伝わらない物質と考えることができる。そのような条件下に自己発熱している物質を収容すれば、物質の量にかかわらず熱暴走に至る。定

温コンテナを電源に接続しないとき、どのような熱的条件となるかを理解できないのであれば定温コンテナを確実に電源に接続し、コンテナ積替え時の電源遮断期間中に異常が生じないか確認する必要がある。

日本でも低温を維持して宅配便サービスが行われ、温度管理が十分でない事例が知られている。定温コンテナを世界中で利用するためには、断熱条件における自己発熱を起こす物質に関する知識を普及し、教育、訓練を繰り返し行う必要がある。

冷凍食品や温度上昇により熱暴走を起こす製品も定温コンテナにより多数輸送されているが、適切な管理が行われない場合には食品の劣化や熱暴走を引き起こす。

今日、欧州や米国で国際間の物流や人流による社会の変化が否定的な評価を受けるようになってきている。英国の欧州連合からの脱退、移民や難民流入による社会の不安定化、米国の高関税の導入が起きている。

国内の安全性を高めたいと願っても外国から安全を脅かす人間が流入するという考えも生じる。国内で生産されている製品を使わずに低価格の外国製品を使用し、災害が発生すると外国製品の流入が社会を不安定にするということも考えられる。

日本のガラパゴス化が強調されて久しいが、これまでの国際的なルールを単独主義により変更する国々が現れている。国際間の物流や人流により物や労働力の供給が豊富になり、経済活動が活発化することは望ましいが、同時に社会に起きる変化を予測し否定的な評価につながる現象は社会的規制によって制御可能な程度に管理することが望まれる。

日本国民は、健康で文化的な生活を追求することができるが、地球環境を考慮し、再生可能なエネルギーである風力を大量導入し、死亡事故が起きると戸惑いが広がる様子を目にしている。化石燃料を住宅で使用するることによる火災などのリスクを低減し、省エネルギー推進のためにオール電化が推進されたが、東日本大震災による電源の被害に伴い計画停電が導入されると戸惑いが広がった。

モバイル機器の小型化に伴い充電電池を内蔵した機器が増加し、廃棄段階で廃棄物処理施設で火災が頻発し、家庭から排出される廃棄物の処理が滞り、様々な媒体で充電電池の廃棄について周知が繰り返されている。

15年ほど前、規制仕分けでリチウムイオン電池に関する規制について意見聴取を受けたが、当時の懸念に対して社会の安全安心に配慮した結果を今日見ることになっている。

規制緩和を推進した政治家は、自分の業績に対して結果責任を認識してもらいたい。米国大統領も明言されているが、政策が有効性を発揮するまでは時間がかかるので当面は受容する必要があることも事実である。

2023年、ハワイで林野火災から市街地火災に拡大したが、観光地の環境を保全する目的で再生可能エネルギーが積極的に導入されていたために多くの電気自動車や住居用蓄電設備が焼失した。焼け跡には、リチウムイオン電池に含まれるコバルト、ニッケル、マンガン等が酸化物微粒子として存在し、部分的に焼けた電池セルも存在していた。このような重金属と安全とは見なせない危険物である有機電解液を含む電池セルを除去する必要がある。米国陸軍工兵隊が米国環境保護庁の

指示により処理を行っている。同様の処理がロサンゼルスや林野火災から拡大した市街地火災でも行われるようである。

ハワイで被災した電池セルは現地で安定化処理が行われ、梱包、米国本土の処理施設へ例外処置として船舶輸送されている。

米国カリフォルニア州では、情報産業が拡大を続けており、信頼性の高い再生可能エネルギーが求められている。

社会活動と情報ネットワークとの結合は密になっており、情報ネットワークが機能しないと社会活動が機能しない状況が米国、欧州、中国、韓国等と日本でも生じている。

居酒屋やレストランでバーコードをスマートフォンで読み込み、メニューを選び、注文、決済を行うことが多くなっている。情報産業の拡大に伴い電力の需要も増加している。

再生可能エネルギー比率が電力の大部分を占めるまでに拡大したスペインでは2025年4月の晴れた昼頃にスペイン、ポルトガル、フランス南部地域で停電が発生。鉄道、航空などの交通機関、スマート決済の停止、モバイル通信の停止により社会機能が大きく損なわれ非常事態が宣言された。

情報化社会が崩壊したあとに人々が頼ったのは、乾電池で作動するポータブルラジオであった。ろうそくの灯りを頼りにポータブルガスコンロでお湯を沸かし、情報社会の回復を待っていた。情報化社会の中で安全安心と感じながら生活するためには信頼性の高い電源が必要である。

2018年の北海道胆振東部地震に伴い大規模停電が発生し、全域で供給できるまでに45時間程度を要している。現代の交流送電網は、手順に従って送電を開始する必要がある、大規模停電後の迅

速な電力供給回復は困難であることが電力広域的運営推進機関の報告で示されている。

米国カリフォルニア州の2つの大都市、ロサンゼルスとサンフランシスコの中間に位置するモントレイ郡にはかつて大型火力発電所が立地していたが、発電所建屋内に電力貯蔵モジュールを設置し、空調により排熱する構造の世界最大級の電力貯蔵設備が設置された。

2025年の1月にこの電力貯蔵設備が火災となりその大部分が焼失した。電力貯蔵設備の電池セルには重金属が含まれていることから消火のための注水は行われず燃え尽きさせることとなった。火災に伴い放出されたニッケル、コバルト、マンガンを含む微粒子による環境汚染について評価が継続されている。

この電力貯蔵設備は鎮火したと判断されたあと1ヶ月ほど経過して再燃している。リチウム電池を消火するためには水没させることが必要である。水没させることが困難な場合には燃え尽きさせることになる。

建屋内に電力貯蔵モジュールを設置し、空調により排熱する構造は1995年福島県郡山市のリチウムイオン電池倉庫火災、1997年大阪府守口市のリチウムイオン電池倉庫爆発火災と類似している。

2024年鹿児島県伊佐市のリチウムイオン電池蓄電施設も類似構造であり爆発火災となった。1997年大阪府守口市のリチウムイオン電池倉庫爆発火災は、発災地を訪問、消防本部と事業者から聞き取りを行った。当時製造されていた高温対応蓄電池の試験中に発災していた。

空調による温度制御では異常発熱を開始した電池セルを冷却できず区画温度上昇を引き起こし、更に多数の電池セルが異常発熱し、ほとんどのセ

ルが制御不能な発熱を起こし、建屋がやがて爆発した。

自国の経験を率直に語り、災害に関する知識を友好国から普及することが重要である。米国や欧州では、リチウムイオン蓄電池設備コンテナを平地に空地を設けて設置している。日本国内で危険物屋外貯蔵タンク間に空地を設けていることと同様の方法で安全確保を行っている。

ナトリウム・硫黄電池による電力貯蔵の検討が行われ、1999年に設置する危険物施設の技術上の基準等が公表されている。この中には、(1) 保有空地、(2) 消火設備、(3) 区域を管轄する市町村長と必要に応じ情報交換を行うことと緊急連絡体制等の整備、(4) 予防規程の明確化が書かれている。リチウムイオン電池も、ナトリウム・硫黄電池と同様、事故防止等の観点からこれらのことが必要といえる。

日本も国際的な二酸化炭素削減に協調し、太陽光、風力、バイオマス発電などによる電源開発を推進している。

バイオマスは、危険物ではないが、指定可燃物として一定の管理が必要である。従来取り扱われていた量を大きく超える単位で取り扱われると蓄熱発火や粉塵爆発により発電プラントが停止する事例が起きている。発電設備の安全に関して従来注意が払われてきた電気事業としての規制範囲を拡大しなければ、立地地域からのバイオマス発電所の操業に対する理解を得ることが難しくなっている。

バイオマス発電の経済的な視点からの操業に関する議論もあるが、国際的な二酸化炭素削減を試みるのが目的であれば経済的な視点を過大に重視するべきではない。

もっとも、経済的な視点からバイオマス発電を選択し、経済的にバランスしないことから撤退することは立地地域のバイオマス発電に対する不信感を形成する。

三重県で廃棄物から燃料を製造、需要に応じて発電するRDF発電所が設置された。

燃料として採用されたRDFは、当時の指定可燃物の規制を受けないような物性を持つように製造されていた。発電所が営業運転する前に爆発火災により2名の消防職員が殉職している。RDFは、この事故後、再生資源化燃料として指定可燃物に指定され、RDF発電所は安全性向上のための改装が必要となり、計画と比べると経済性は大きく低下した。

しかしながら施設は2004年から2019年まで運転が行われ「RDF焼却・発電事業の総括」が2023年に取りまとめられている。

三重県のRDF発電所の運転は、未利用エネルギーの有効利用の課題を率直に「最悪の事態を想定したシナリオを検討せず、課題の解決を疎かにしたことが、その後の大事故につながってしまいました」と示している。

2025年5月には、秋田県秋田市で風力発電風車の羽根が損傷、落下し、死亡事故となっている。これまでも風車の損傷に伴い落下事故を繰り返して来ているが、災害防止の検討を普及の努力と比べると十分に行っていないとの指摘もある。

2025年5月の経済産業省の「再生可能エネルギー発電設備を巡る保安上の課題と対応の方向性」を見ると風力発電設備に係る定期自主検査の方法の具体例は「ブレードの表面の損傷や被雷痕がないか目視等で確認する。損傷又は被雷痕が確認された場合は、触手等で確認する」と示されて

いる。

また、電気事業法に基づく技術基準適合命令の対象ではない製造者については、製造者が外国人である場合の有効性や、設置者・製造者間の契約の内容などの事業実態等に課題があることが書かれている。国際的な物流が増加すると国ごとに異なる規制は貿易の利便性を低下させるが、各国の規制を統一化することも容易ではなく、知的財産権の保護とのバランスも必要となる。

従来の国内法人を念頭に置いた保安制度は見直しが必要かも知れない。

製造者が日本法人であっても知的財産が外国人に帰属している場合には保安制度が十分に機能しないおそれがある。

一方で、外国法人に対して情報提供を求める場合、その情報保護や開示制限が事故報告や保安対策立案に制約をもたらすことがありうる。日本国内で事故解析が可能な技術基盤を維持することが必要となる。

社会にとって有用なエネルギーや物質を取り扱うとき、日本の危険物に対する指定数量による管理は産業活動にとって障害であるとの考えが見られるが、予定外の形でエネルギーや物質が放出されると環境を悪化させ健康被害や死亡を引き起こすことを思い起こすと太陽光、風力、バイオマス発電に対しても危険物に対する指定数量の考え方を施設の保有エネルギー量や出力に対して導入する必要がある。

この考え方は、日本独自であればソフトパワーとして国外に積極的に普及するべきである。

古い話で申し訳ないが、子どもの頃聞いた「青い鳥」の話を思い出した。日本国内の制度も新型コロナの後に見ると鮮やかに見える。

令和6年中の危険物に係る事故の概要

消防庁危険物保安室

1 はじめに

令和6年中（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の危険物に係る事故の発生状況について、概要をとりまとめましたので紹介します。

なお、事故発生件数の年別の傾向を把握するため、事故件数にあっては、最大震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生したものを除いています。

2 危険物に係る事故発生状況等

令和6年中の事故件数については、火災事故が277件（前年248件）、流出事故が496件（前年482件）となっています。このうち、無許可施設、危険物運搬中等の危険物施設以外での事故は20件（前年19件）であり、その内訳は、火災事故が10件（前年5件）、流出事故が10件（前年14件）となっています。（第1表参照）

火災事故による被害は、死者1人（前年1人）、負傷者52人（前年30人）、損害額46億287万円（前年78億4,056万円）となっており、流出事故による被害は、死者1人（前年0人）、負傷者40人（前年11人）、

損害額4億2,657万円（前年8億8,589万円）となっています。（第1表参照）

3 危険物施設における火災事故

(1) 火災事故の発生及び被害の状況

令和6年中に危険物施設において発生した火災事故の件数は、267件（前年243件）であり、重大事故の件数については11件（前年10件）となっています。危険物施設における火災事故の被害は、死者1人（前年1人）、負傷者50人（前年29人）、損害額は45億573万円（前年78億267万円）となっています。前年に比べ、火災事故の件数は24件増加、死者は同数、負傷者は21人増加、損害額は32億9,694万円減少しています。（第1図、第2表参照）

製造所等の危険物施設の区分別にみると、火災事故の件数は、一般取扱所で発生したものが147件で最も多く、次いで、製造所で56件、給油取扱所で45件となっており、1件当たりの損害額は、一般取扱所に係るものが2,890万円で最も高く、次いで、屋内貯蔵所に係るものが462万円となっています。（第2表参照）

危険物施設1万施設当たりの火災事故の件数は、危険物施設全体では7.04件となっています。（第2表参照）
重大事故の被害は、死者1人（前年1人）、負傷者0人

第1表 令和6年中に発生した危険物に係る事故の概要

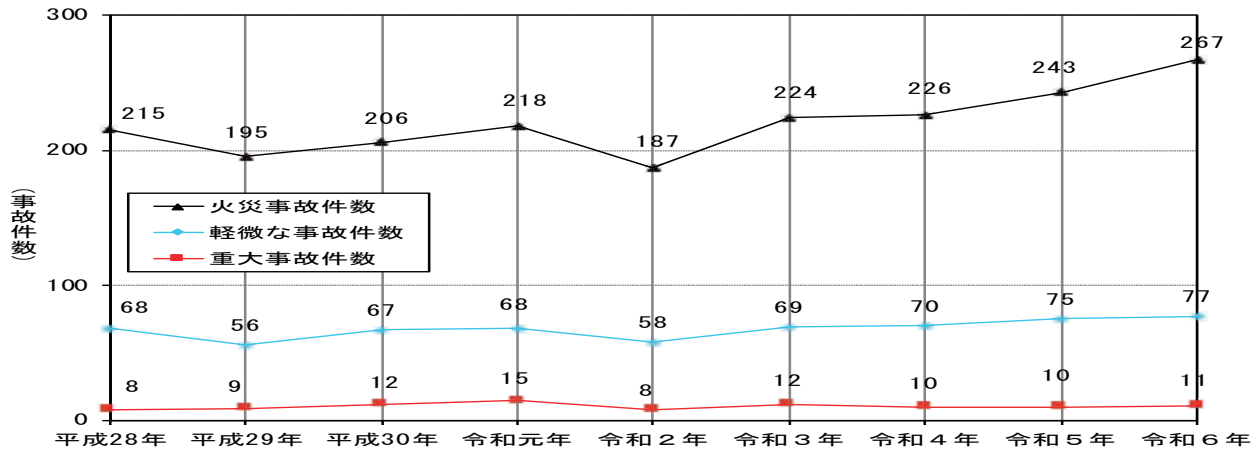
区分		事故の態様 発生件数等	火災及び 流出事故 発生件数 (A)+(B)	火 災 事 故			流 出 事 故			
				発生件数 (A)	被 害		発生件数 (B)	被 害		
					死者数	負傷者数		損害額 (万円)	死者数	負傷者数
危険物施設		753	267 (11)	1	50	450,573	486 (12)	1	40	42,422
危険物施設以外	無許可施設	8	7	0	0	8,261	1	0	0	0
	危険物運搬中	11	3	0	2	1,453	8	0	0	105
	仮貯蔵・仮取扱い	1	0	0	0	0	1	0	0	130
	小 計	20	10	0	2	9,714	10	0	0	235
合 計		773	277	1	52	460,287	496	1	40	42,657

(注) 1 () 内の数値は重大事故の件数を示す。

2 重大事故

- (1) 火災事故に係る重大事故は次の①～③のいずれかに該当するものをいう。
① 死者が発生した火災事故（人的被害指標） ② 事業所外に物的被害が発生した火災事故（影響範囲指標）
③ 事故発生から鎮圧までの時間が4時間以上の火災事故（収束時間指標）
(2) 流出事故に係る重大事故は次の①又は②のいずれかに該当するものをいう。
① 死者が発生した流出事故（人的被害指標） ② 一定量以上の危険物が事業所外へ広範囲に流出した流出事故（流出被害指標）

第1図 危険物施設における火災事故に係る重大事故及び軽微な事故の件数の推移（最近の9年間）



(注) 火災事故に係る軽微な事故は次の①～③の全てに該当するものをいう。
① 死傷者なしの火災事故（人的被害指標）
② 設備機器内のみに物的被害が発生した火災事故（影響範囲指標）
③ 事故発生から鎮圧までの時間が30分未満の火災事故（収束時間指標）

第2表 危険物施設における火災事故の概要（令和6年中）

発生件数等 製造所等の別		発生件数 (ア)	1万施設 当たりの 発生件数	被 害			
				死者数	負傷者数	損害額 (イ) (万円)	1件当たり の損害額 (イ) / (ア) (万円)
製 造 所		56	112.29	0	18	22,260	398
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	4	0.82	0	0	1,846	462
	屋外タンク貯蔵所	3	0.54	0	0	116	39
	屋内タンク貯蔵所	0	0.00	0	0	0	0
	地下タンク貯蔵所	1	0.14	0	0	0	0
	簡易タンク貯蔵所	0	0.00	0	0	0	0
	移動タンク貯蔵所	10	1.57	0	2	1,362	136
	屋外貯蔵所	0	0.00	0	0	0	0
小 計		18	0.70	0	2	3,324	185
取 扱 所	給油取扱所	45	8.12	0	8	213	5
	第一種販売取扱所	0	0.00	0	0	0	0
	第二種販売取扱所	0	0.00	0	0	0	0
	移送取扱所	1	9.84	0	0	0	0
	一般取扱所	147	25.57	1	22	424,776	2,890
小 計		193	16.74	1	30	424,989	2,202
合 計／平 均		267	7.04	1	50	450,573	1,688

(注) 1万施設当たりの発生件数における施設数は、令和6年3月31日現在の完成検査済証交付施設数を用いた。

第3表 危険物施設における火災事故に係る重大事故の概要（令和6年中）

発生件数等 製造所等の別		重大事故 発生件数 (ア)	重大事故の内訳			1万施設 当たりの 重大事故 発生件数	被 害		
			人的被害 指標	影響範囲 指標	収束時間 指標		死者数	負傷者数	損害額 (イ) (万円)
製 造 所		1	0	0	1	2.01	0	0	0
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	1	0	1	0	0.20	0	0	228
	屋外タンク貯蔵所	0	0	0	0	0.00	0	0	0
	屋内タンク貯蔵所	0	0	0	0	0.00	0	0	0
	地下タンク貯蔵所	0	0	0	0	0.00	0	0	0
	簡易タンク貯蔵所	0	0	0	0	0.00	0	0	0
	移動タンク貯蔵所	2	0	2	0	0.31	0	0	1,280
	屋外貯蔵所	0	0	0	0	0.00	0	0	0
小 計		3	0	3	0	0.12	0	0	1,508
取 扱 所	給油取扱所	0	0	0	0	0.00	0	0	0
	第一種販売取扱所	0	0	0	0	0.00	0	0	0
	第二種販売取扱所	0	0	0	0	0.00	0	0	0
	移送取扱所	0	0	0	0	0.00	0	0	0
	一般取扱所	7	1	0	6	1.22	1	0	96,496
小 計		7	1	0	6	0.61	1	0	96,496
合 計／平 均		11	1	3	7	0.29	1	0	98,004

(注) 1万施設当たりの発生件数における施設数は、令和6年3月31日現在の完成検査済証交付施設数を用いた。

危険物施設における火災事故の出火原因に関係した物質（以下「出火原因物質」という。）についてみると、

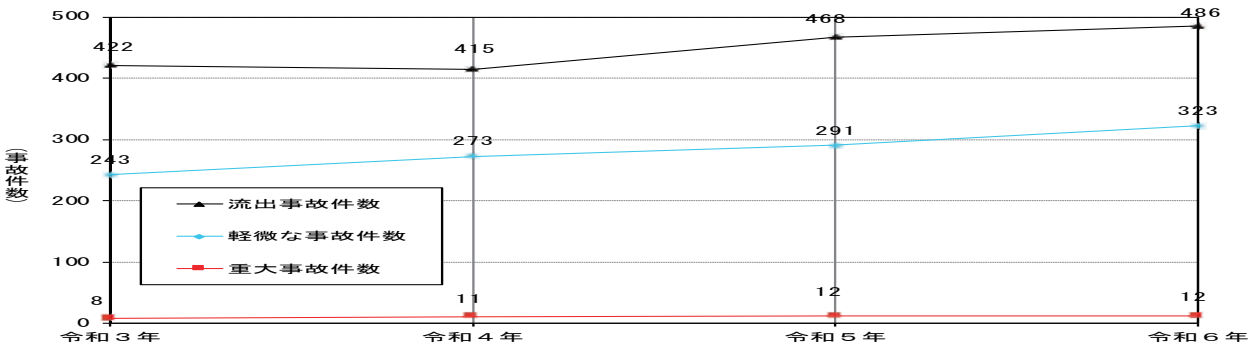
また、主な着火原因は、静電気火花が61件(22.8%)

第4表 危険物施設における火災事故の着火原因（令和6年中）

着火原因 製造所等の別	製造所	貯蔵所								取扱所						計	比率 (%)	令和5年	
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	小計			件数	比率 (%)
裸火	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	7	10	12	4.5	10 (1)	4.1 (10.0)
高温表面熱	3	0	1	0	0	0	1 (1)	0	2 (1)	1	0	0	0	19	20	25 (1)	9.4 (9.1)	35 (1)	14.4 (10.0)
溶接・溶断等火花	4	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	15	16	21	7.9	15	6.2
静電気火花	18	1	0	0	1	0	0	0	2	22	0	0	1	18 (1)	41 (1)	61 (1)	22.8 (9.1)	51 (2)	21.0 (20.0)
電気火花	3	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0	0	0	15 (1)	18 (1)	22 (1)	8.2 (9.1)	24	9.9
衝撃火花	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	5	1.9	6	2.5
自然発熱	5	1 (1)	0	0	0	0	0	0	1 (1)	0	0	0	0	6 (1)	6 (1)	12 (2)	4.5 (18.2)	9 (1)	3.7 (10.0)
化学反応熱	8	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	3	13	4.9	10 (1)	4.1 (10.0)
摩擦熱	3	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	4	4	12	4.5	18 (1)	7.4 (10.0)
過熱着火	5	1	0	0	0	0	2	0	3	1	0	0	0	24 (1)	25 (1)	33 (1)	12.4 (9.1)	21 (3)	8.6 (30.0)
放射熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	5	5	1.9	3	1.2
その他	2	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	15 (1)	26 (1)	28 (1)	10.5 (9.1)	27	11.1
不明	2 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	0	1 (1)	2	0	0	0	8 (1)	10 (1)	13 (3)	4.9 (27.3)	9	3.7
調査中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5 (1)	5 (1)	5 (1)	1.9 (9.1)	5	2.1
合計	56 (1)	4 (1)	3	0	1	0	10 (2)	0	18 (3)	45	0	0	1	147 (7)	193 (7)	267 (11)	100.0 (100.0)	243 (10)	100.0 (100.0)

- (注) 1 着火原因の分類は、推定によるものを含む。
2 調査中とは、令和7年4月1日現在において、未だ調査中のものをいう。
3 参考のため、右欄に前年の件数と比率を掲載した。
4 ()内の数値は重大事故に係る数値を示す。

第5図 危険物施設における流出事故に係る重大事故及び軽微な事故の件数の推移（最近の4年間）



(注) 流出事故に係る軽微な事故は、死傷者なしの流出事故（人的被害指標）で一定量未満の危険物が事業所内へ流出した流出事故（流出被害指標）をいう。

第5表 危険物施設における流出事故の概要（令和6年中）

発生件数等 製造所等の別		発生件数 (ア)	1万施設 当たりの 発生件数	被害			
				死者数	負傷者数	損害額 (イ) (万円)	1件当たり の損害額 (イ) / (ア) (万円)
製造所		87	174.45	1	7	6,515	75
貯蔵所	屋内貯蔵所	1	0.20	0	0	0	0
	屋外タンク貯蔵所	92	16.43	0	24	13,458	146
	屋内タンク貯蔵所	1	1.07	0	0	184	184
	地下タンク貯蔵所	29	4.10	0	0	1,217	42
	簡易タンク貯蔵所	0	0.00	0	0	0	0
	移動タンク貯蔵所	62	9.74	0	3	7,200	116
	屋外貯蔵所	1	1.08	0	0	40	40
小計		186	7.19	0	27	22,099	119
取扱所	給油取扱所	56	10.11	0	0	3,160	56
	第一種販売取扱所	0	0.00	0	0	0	0
	第二種販売取扱所	0	0.00	0	0	0	0
	移送取扱所	18	177.17	0	0	402	22
	一般取扱所	139	24.17	0	6	10,246	74
	小計	213	18.47	0	6	13,808	65
合計／平均		486	12.82	1	40	42,422	87

- (注) 1 発生件数には、製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、指定数量以上の危険物が流出したものの件数を含む。
2 1万施設当たりの発生件数における施設数は令和6年3月31日現在の完成検査済証交付施設数を用いた。

で最も高く、次いで、過熱着火が33件(12.4%)、高温表面熱が25件(9.4%)となっています。(第4表参照)

4 危険物施設における流出事故

(1) 流出事故の発生及び被害の状況

令和6年中に危険物施設において発生した流出事故の件数は、486件(前年468件)であり、重大事故の件数については12件(前年12件)となっています。危険物施設における流出事故の被害は、死者1人(前年0人)、負傷者40人(前年11人)、損害額は4億2,422万円(前年8億8,539万円)となっています。前年に比べ、死者は1人増加、負傷者は29人増加、損害額は4億6,117万円減少しています。(第5図、第5表参照)

製造所等の危険物施設の区別にみると、流出事故の件数は、一般取扱所で発生したものが139件で最も多く、次いで、屋外タンク貯蔵所で92件、製造所で87件、移動タンク貯蔵所で62件、給油取扱所で56件となっており、1件当たりの損害額は、屋内タンク貯蔵所に係るものが184万円で最も高く、次いで、屋外タンク貯蔵所に係るものが146万円となっています。(第5表参照)

危険物施設1万施設当たりの流出事故の件数は、危険物施設全体では12.82件となっています。(第5表参照)

重大事故の被害は、死者1人(前年0人)、負傷者5人(前年0人)、損害額は3,709万円(前年6,142万円)となっています。前年に比べ、死者1人増加、負傷者は5人増加、損害額は2,433万円減少しています。(第6表参照)

また、重大事故1件当たりの損害額は309万円でした。(第6表参照)

製造所等の危険物施設の区分別にみると、重大事故の件数は、一般取扱所で発生したものが6件で最も多く、次いで、製造所で2件となっており、屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所及び移送取扱所でそれぞれ1件となっており、1件当たりの損害額は、移動タンク貯蔵所に係るものが3,000万円で最も高く、次いで、一般取扱所に係るものが106万円、屋外タンク貯蔵所に係るものが67万円となっています。(第6表参照)

危険物施設における流出事故の件数の推移を製造所等の危険物施設の区分別にみると、一般取扱所、屋外タンク貯蔵所、製造所、移動タンク貯蔵所、給油取扱所におけるものが上位を占める状況が続いています。(第6図参照)

(2) 流出した危険物

危険物施設における流出事故で流出した危険物をみると、多くが第4類の危険物であり、その事故件数は476件(97.9%)となっています。また、第4類の危険物について品名別にみると、第2石油類に係るものが156件(32.8%)で最も多く、次いで、第3石油類に係るものが141件(29.6%)、第1石油類に係るものが117件(24.6%)となっています。(第7図参照)

(3) 流出事故の発生原因

危険物施設における流出事故の発生原因を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、物的要因が265件(54.5%)で最も高く、次いで、人的要因が198件(40.7%)、その他の要因(不明及び調査中を含む。)が23件(4.7%)となっています。物的要因では、腐食疲労等劣化の165件(34.0%)、人的要因では、操作確認不十分の60件(12.3%)が高い数値となっています。(第8図参照)

5 危険物等に係る事故防止対策の推進について

消防庁では、学識経験者や関係業界団体、消防機関等から構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会(以下「連絡会」という。)」を毎年度開催し、関係機関が一体となった危険物等に係る事故防止対策を推進しています。

また、都道府県等に対し、危険物等に係る事故防止対策の推進について(令和7年3月28日付け消防危第55号)や令和6年中の危険物に係る事故の発生状況等について(令和7年5月28日付け消防危第102号)により、事故の発生状況や危険物施設の態様を踏まえた事故防止に係る取組を積極的に実施するよう周知するとともに、全国を6ブロックにわけ、各都道府県や消防本部等が参加する危険物等事故防止ブロック連絡会議により、事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組策について情報共有を図っています。

○ 危険物等に係る事故防止対策の推進について(令和7年3月28日消防危第55号)

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/250328_kiho_55.pdf

○ 令和6年中の危険物に係る事故の発生状況等について(令和7年5月28日消防危第102号)

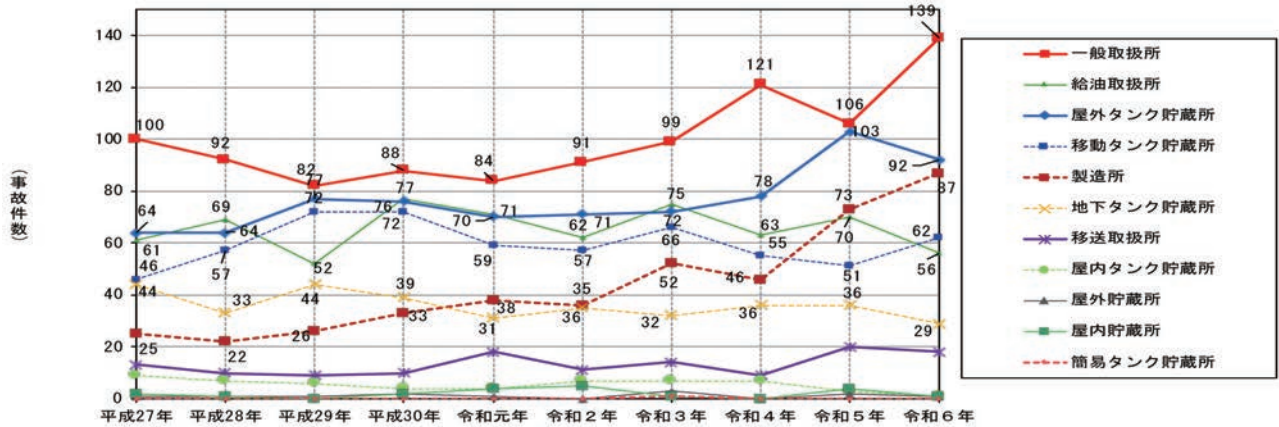
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20250528_kihotuuti.pdf

第6表 危険物施設における流出事故に係る重大事故の概要（令和6年中）

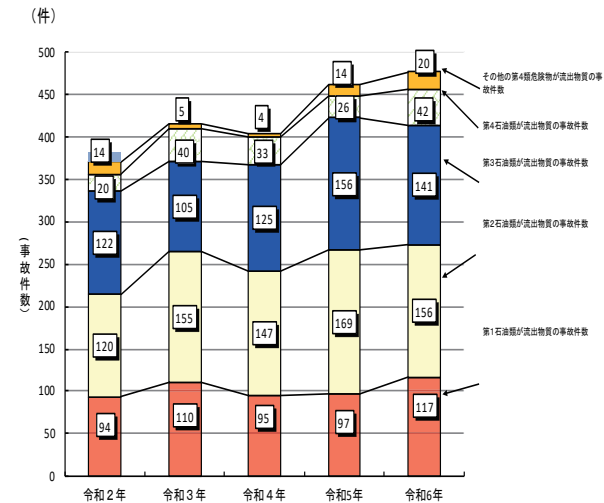
発生件数等 製造所等の別		重大事故 発生件数 (ア)	重大事故の内訳		1万施設 当たりの 重大事故 発生件数	被 害			
			人的被害 指標	流出被害 指標		死者数	負傷者数	損害額 (イ) (万円)	1件当たり の損害額 (イ) / (ア) (万円)
製 造 所		2	1	1	4.01	1	5	2	1
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	0	0	0	0.00	0	0	0	0
	屋外タンク貯蔵所	1	0	1	0.18	0	0	67	67
	屋内タンク貯蔵所	0	0	0	0.00	0	0	0	0
	地下タンク貯蔵所	1	0	1	0.14	0	0	0	0
	簡易タンク貯蔵所	0	0	0	0.00	0	0	0	0
	移動タンク貯蔵所	1	0	1	0.16	0	0	3,000	3,000
	屋外貯蔵所	0	0	0	0.00	0	0	0	0
	小 計	3	0	3	0.12	0	0	3,067	1,022
取 扱 所	給油取扱所	0	0	0	0.00	0	0	0	0
	第一種販売取扱所	0	0	0	0.00	0	0	0	0
	第二種販売取扱所	0	0	0	0.00	0	0	0	0
	移送取扱所	1	0	1	9.84	0	0	3	3
	一般取扱所	6	0	6	1.04	0	0	637	106
	小 計	7	0	7	0.61	0	0	640	91
合 計／平 均		12	1	11	0.32	1	5	3,709	309

（注） 1万施設当たりの発生件数における施設数は令和6年3月31日現在の完成検査済証交付施設数を用いた。

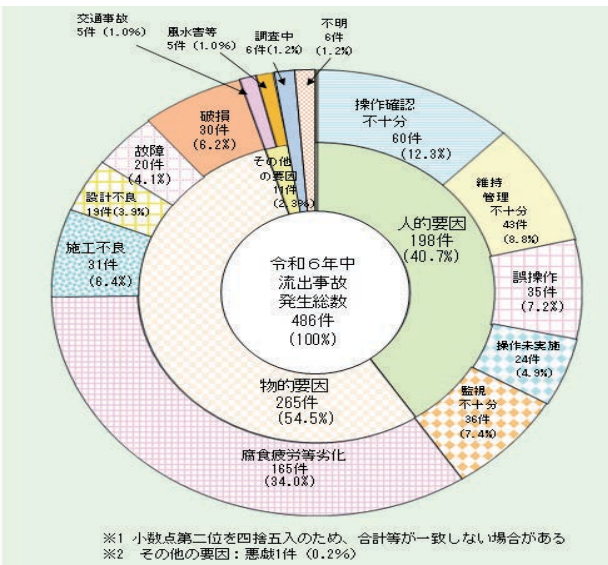
第6図 危険物施設における流出事故の発生件数の推移（最近の10年間）



第7図 危険物施設における流出した第4類危険物別の件数の推移（最近の5年間）



第8図 令和6年中の危険物施設における流出事故の発生要因



宮城県における当連合会の取り組みについて

一般社団法人 宮城県危険物安全協会連合会

1. はじめに

宮城県は、日本の首都東京から約300キロメートル北東、東北地方の中心に位置しています。

東は太平洋に面し、豊かな漁場と日本三景の一つ松島をはじめとする風光明媚な観光地などに恵まれています。西には蔵王・船形・栗駒などの山々が連なり四季折々の姿を見せ、中央部には有数の穀倉地、仙台平野が広がります。

このように海・山・川・平野が調和した自然環境が、豊かで暮らしやすい宮城県をつくりだしています。

総面積は、7,282平方キロメートル（国土地理院R5年面積調）、人口は約230万人（総務省R2年国勢調査）です。

2. 宮城県危険物安全協会連合会の紹介

設立 昭和45年7月25日

社団法人化 昭和63年3月1日

一般社団法人移行 平成25年4月1日

会員数 11地区協会 賛助会員 4

地区協会会員数 1,606（令和7年度）

事務局体制 2名

3. 当連合会の取り組み

法人運営

当連合会の財源の約8割を危険物取扱者保安講習業務委託料が占めることから、財政面での自立を促す観点から県の条例による公社等外郭団体に指定され、組織運営・財務の健全性などを自己評価し県の助言が添えられたものが、議会に報告されるとともに県のホームページで公表されています。

評価項目は、経営方針、財務の健全性等に加え時代の変化に合わせ内部統制、SDGsへの対応も追加されたことから、内部規程等の充実も進めています。情報公開規程や個人情報保護規程の充実は当然のことですが、最近の取り組みとして特筆すべきものを挙げると、一定

金額以上の発注への競争入札の導入、倫理規定、ガバナンスコード、事業継続計画の制定及び運用などが挙げられます。

会員のための事業

地区協会会員数はピークの平成9年度2,835の約55%まで減少しており、減少を食い止めるためにも会員にとって魅力のある事業の展開を模索しています。

一方で、会報発行事業については、平成26年度で打ち切られましたが、掲載内容が保安講習の日程や研修会の案内などが中心であったことから再開の要望はありません。

会員従業者を優遇した危険物取扱者準備講習は、県危連設立以前から地区協会が独自に取り組んでおり、県危連は図書の斡旋とホームページによる広報を担っています。

保安講習に関わる申請方法の大幅な見直し等については、パンフレットを作成し、地区協会を通して会員に配布していただいています。

本来の目標である危険物の災害防止の観点から、一般財団法人全国危険物安全協会で作成している事故防止チェックリストを県危連から地区協会会員全員に配布するとともに、定時総会に実施していた優良事業所や優良危険物取扱者の表彰式と単発で実施していた研修会を危険物安全大会として同時開催しています。これにより、参加者動員に係る地区協会事務局の負担軽減も図られています。



日本三景
松島「五大堂」

兵庫県における当協会の取り組みについて

公益財団法人 兵庫県危険物安全協会

1. はじめに

兵庫県は、北は日本海、南は瀬戸内海に面し、淡路島を介して太平洋に続いており、その多様な気候と風土から、「日本の縮図」と言われています。

また、日本列島のほぼ中央に位置する兵庫県は、日本標準時を決める東経135度の子午線が南北に走っています。

この兵庫は、気候風土、歴史文化の異なる摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の旧五国が一つになった県で、旧五国とは、○絶景を見晴らせる山々や、歴史ある温泉地などがある、港町神戸を中心に開放的な都市文化が根付く摂津。○世界遺産の姫路城や忠臣蔵で知られる赤穂城跡など、歴史が息付く城下町が広がる播磨。○県内最高峰の氷ノ山等の山々と変化に富む海岸線の日本海に囲まれ、一年を通じてさまざまなアウトドアが楽しめ、ズワイガニ漁も盛んな但馬。○実り豊かな風土で、栗、黒大豆、猪肉のぼたん鍋などのほか、日本を代表する丹波焼でも有名な丹波。○世界最大級の渦潮など、雄大な自然美を誇る、国生み神話の島で、古来より御食国と称され農漁業の盛んな淡路。です。

兵庫では、これらの歴史も風土も異なる個性豊かな五国において、地域の人々が主体的に課題解決に挑み、未来を切り拓いてきました。

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催される2025大阪・関西万博。これを機に、兵庫県では県全体をパビリオンに見立て、このような地域の「活動の現場そのもの（フィールド）」を発信する「ひょうごフィールドパビリオン」が展開されています。

2. 当協会の沿革

当協会は、昭和37年3月に発足し、昭和53年4月に連合会組織として全県組織となりました。平成3年4月に財団法人化し、平成25年4月には公益財団法人に移行し現在に至っております。そして、令和7

年3月には、現在の建物に事務所を移転しました。

なお、令和7年4月における県内27地区危険物安全協会等の総会員数は6,180となっております。

3. 主な事業

- ・危険物の安全管理に関する調査研究
[危険物等安全管理研修会の開催]
- ・危険物等災害の防止のための事業に対する助成
[28団体に助成]
- ・危険物の安全管理等災害の防止に関する普及啓発
- ・危険物の安全管理に関する講演会、研修会等の開催
[危険物安全・安心大会、会長研修会の開催]
- ・危険物の安全管理に関する図書、パンフレット等の発行
[危険物ガイドブック作成]
- ・地下タンク等定期点検事業者認定等の業務の受託
- ・危険物取扱者保安講習の受託
[令和6年度受講者数：8,095人]
- ・危険物取扱者養成講習会の開催
[令和6年度受講者数：1,105人]

4. おわりに

県内の危険物施設や会員数の減少など、当協会を取り巻く環境は予断を許さない状況にありますが、デジタルを活用することにより、それらの逆境を乗り越え、今後も、県下地区協会と密接に連携しながら、危険物施設における危険物の安全管理の徹底、危険物事故等の災害防止、ひいては県民生活の安全に寄与できるよう取り組んでまいります。



当協会がある
「兵庫県中央労働センター」

——令和6年度消防庁長官優良危険物関係事業所表彰受賞——

株式会社 栗本鐵工所 加賀屋工場

危険物の安全管理の充実に向けて

1. 事業所紹介

(株)栗本鐵工所加賀屋工場は1940年11月、大阪市住之江区に設立以来、上水道をはじめ下水道、農業用水、工業用水などに幅広く用いられている口径300ミリから2600ミリのダクタイル鋳鉄管の製造に携わってきました。工場内にある毎時20トンの溶解能力のある、コークスを熱源とするキューポラ（溶解炉）を用いて溶解し、遠心力鋳造法により鉄管を製造しています。従業員数は社員、協力会社を合わせて約400名。堺市にある堺工場（口径50ミリから250ミリの小口径管製造専用工場）と共に、弊社主力事業であるパイプシステム事業を支えています。

鉄管には耐震継手構造による離脱防止機能があり、地震災害時にも水道管路を維持することが出来ます。さらに外面塗装の耐食性を大幅に向上させ長寿命化を可能とした耐震管の製造が主力となっています。



弊社正門より

2. 危険物の管理について

当工場では場内に多くの危険物貯蔵所を有しており、消防法を中心に高圧ガス保安法、大気汚染防止法等多くの関連法令が適用されています。そこでISO14001を導入し、遵守すべき法令、条例等を体系的に管理して、法改正とその周知、法的管理者の抜け漏れを防止しています。各貯蔵所には保安監督者を選任し、パトロール等により使用及び保管状況の監視を徹底して、事故・災害の防止に努めています。

3. 防火・防災への取り組みについて

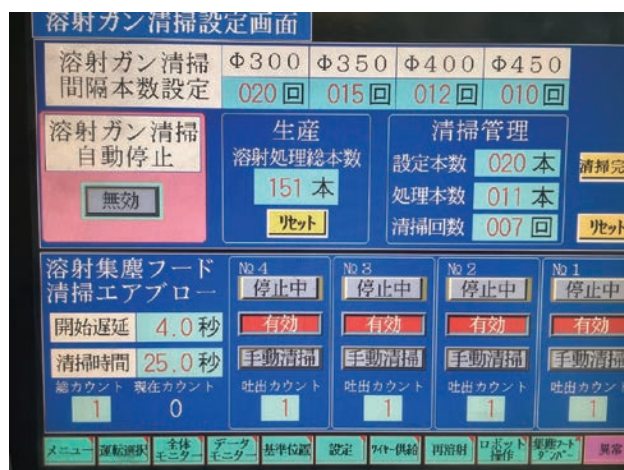
当社の設備と取り組みについての一例をご紹介します。

- ・ダクタイル鋳鉄管の内面には粉体塗装を施し、外面は耐食性を向上する為の金属溶射を行います。ともに粉体塗料や溶射粉が発生します。溶射設備では、粉塵爆発を防ぐ除塵設備を設けています。集塵時に回収した溶射粉は、粉体の状態で保管しており、金属火災を防止すべくバグフィルター内温度を測定し、高温を感知すると自動消火設備が稼働し火災を予防します。また、溶射を行う溶射ガンをブースで囲うことでも、粉塵爆発の防止を行っています。
- ・ブース内には集塵されない溶射粉がブースの側壁に堆積します。その堆積した溶射粉に、新たに溶射（溶融）した金属が火種となって金属火災が発生

する可能性があり、この金属火災を防止すべく溶射設備には、溶射本数を管理するプログラミングを行い、設定された溶射本数で設備を停止させオペレーターによる清掃を実施しています。



集塵設備



溶射設備 清掃管理画面

・その他の活動として、年間完全無災害を目指し、安全衛生委員によるパトロールの実施、ヒヤリハット、リスクアセスメント、危険予知(KY)、普通救命講習開催などの安全活動を行っております。また、従業員の防災避難訓練を実施。自衛消防隊を組織し、消火器訓練、屋内消火栓及び可搬式ポンプ操法訓練を実施しています。毎年大阪市住之江消防署管内の自衛消防技術練成会にも参加

し、従業員の初期消火技術の向上を図る取り組みを行っています。2015年度からは、挟まれ、巻き込まれ、落下、粉塵爆発、感電など18種類の設備とVR(仮想現実)による疑似体験が可能な「危険体感教育道場」を開設し、各人が持つ危険感受性を向上させることを目的として活用しています。



普通救命講習



自衛消防技術練成会

4. おわりに

当工場は一般住宅地に隣接して操業していますので、この度の受賞を励みとして、今後も近隣住民の皆様へ安全・安心して生活していただけるよう、地域の環境保全に配慮した企業活動の展開に努めて参ります。

《ご安全に！》

令和7年度「危険物安全週間」実施報告

令和7年度の危険物安全週間が6月8日(日)～14日(土)に実施されました。

この危険物安全週間は、消防庁が定めた「危険物安全週間実施要綱」(平成2年1月19日付け 消防危第3号)に基づき、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的として、毎年6月の第2週(日曜日から土曜日までの7日間)に設けられました。同週間は、主催である消防庁、都道府県、市町村、全国消防長会、(一財)全国危険物安全協会及び協賛の危険物保安技術協会、(一財)消防試験研究センター、石油連盟、全国石油商業組合連合会、電気事業連合会、(一社)日本化学工業協会、日本ガソリン計量機工業会等の緊密な協力により、全国的に推進されています。

また、危険物安全大会において表彰式が行われ、池田達雄消防庁長官、兵谷芳康(一財)全国危険物安全協会理事長及び五味裕一危険物保安技術協会理事

長から、各代表受領者に対し表彰状等が授与されました。

○消防庁長官表彰 37件

危険物保安功労者 個人(16名)
危険物保安功労者 団体(1団体)
優良危険物関係事業所(18事業所)
危険物安全週間推進標語最優秀作入選者(1名)
危険物事故防止対策論文(1件)

○全国危険物安全協会理事長表彰 129件

危険物保安功労者 個人(50名)
危険物保安功労者 団体(3団体)
優良危険物関係事業所(45事業所)
感謝状(30名)
危険物安全週間推進標語優秀作入選者(1名)

○危険物保安技術協会理事長表彰 4件

危険物事故防止対策論文理事長賞(2件3名)
危険物事故防止対策論文奨励賞(2件4名)

表彰受賞者名簿

～おめでとうございます～

1 消防庁長官表彰 37件

(1) 危険物保安功労者 16名・1団体

個人(16名)

谷 口 康 之 知内町危険物安全協会会長
田 村 哲 朗 一般社団法人秋田県危険物安全協会
連合会副会長
遠 藤 靖 彦 山形県危険物安全協会連合会会長
白 井 豊 常総地方危険物安全協会会長
大 嶋 隆 藤岡多野防火安全協会会長
伊 藤 文 一 深谷地区防火安全協会会長
竹 内 清 海 市川市危険物安全協会副会長
出 口 敬 純 茅ヶ崎市危険物安全協会理事
清 水 晶 木曽危険物安全協会理事

武 山 尚 生 尾三危険物安全協会副会長
細 木 勇 児 鳥羽市防火協会理事
三 宅 真 輔 一般社団法人京都府危険物安全協会
連合会理事
中 嶋 啓 文 大東市防火防災協会理事
梅 原 隆 志 西予市危険物安全協会副会長
執 行 泰 訓 神埼地区危険物安全協会会長
国 分 孝 広 東北電力株式会社八戸火力発電所
発電技術グループ発電当直課長

団体(1団体)

中吉野防災安全協会

(2) 優良危険物関係事業所 18 事業所

ホクレン肥料株式会社帯広工場
株式会社宮澤商店
山正酸素株式会社
有限会社清水正二商店
有限会社米又商店
日本ゼオン株式会社高岡工場
敦賀ターミナル株式会社
静岡資材株式会社藤枝販売支店
石塚硝子株式会社岩倉工場

キリンビール株式会社滋賀工場
新日本油化株式会社
株式会社道満石油店
王子ゴム化成株式会社
株式会社DNPテクノパック筑後工場
長崎油飼工業株式会社
株式会社ゼロワン
清家石油株式会社
九州電力株式会社新大分発電所

(3) 危険物安全週間推進標語最優秀作 1名

堤 善 宏

(4) 危険物事故防止対策論文 1名

平 野 修 弘

2 一般財団法人全国危険物安全協会理事長表彰 129件

(1) 危険物保安功労者 50 名・3 団体

個人(50名)

草 野 賀 文	江別市危険物安全協会 会長	大 家 章 嘉	新宿予防安全協会 会長
大 野 一	せたな町大成危険物安全協会 会長	森 田 宗 一	逗子市危険物安全協会 監査
坂 井 悠 紀	北見地区危険物安全協会 会員（前副会長）	高 橋 拓 海	葉山町危険物安全協会 副会長
佐 藤 俊 一	一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会 理事	須 貝 一 夫	公益財団法人新潟県危険物安全協会 村上・岩船地区支会 監事
日 下 俊	一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会 理事	尾 形 弘 之	七尾鹿島防火協会 副会長
富 樫 修	鶴岡地区危険物安全協会 副会長	井 上 彪	福井市防火委員会危険物取扱者会 理事
秋 元 武 俊	双葉地方危険物安全協会 副会長	上 村 誉 司	南アルプス市危険物安全協会 副会長
森 田 一 雄	古河地区危険物安全協会 会長	加 藤 章	長野危険物・防火管理協会 会長
森 林 好 文	南那須地区危険物保安協会 会長	小 林 臣 功	上田地域防火協会 理事
大 島 隆 男	太田地区防火安全協会 会長	西 尾 修 欣	恵那市危険物安全協会 会長
筧 田 吉 一	春日部市危険物防火安全協会 会長	白 砂 清 一	長泉町防火協会 副会長
金 子 和 義	比企地区危険物防火安全協会 会長	田 畑 康 幸	浜松市防災協会 理事
門 脇 祥 平	旭市危険物安全協会 副会長	古 川 宏	愛西市防火危険物安全協会 会長
佐 藤 芳 夫	香取地区危険物安全協会 副会長	草 野 丈 治	米原市防火保安協会 会長
榎 本 松 壽	滝野川防火管理研究会 会長	寺 嶋 嘉 孝	東近江防火保安協会 会長
		森 達 也	一般社団法人京都府危険物安全協会連合会 監事

玉 垣 信 太 公益財団法人兵庫県危険物安全協会
理事

平 井 聡 猪名川町防火協会 副会長

上 村 晃 生 桜井市防災安全協会 副会長

井 上 賢 明 米子地区防火安全協会 理事

池 田 直 之 福山地区危険物安全協会 副会長

竹 中 幹 雄 美祢市危険物安全協会 理事

島 本 泰 板野西部地区危険物安全協会 副会長

森 一 真 高松地区防火安全協会 理事

宇都宮 勲 西予市危険物安全協会 監事

牧 原 康 唐津・東松浦地区危険物安全協会 副
会長

井 野 貴 之 対馬市危険物安全協会 会長

眞 崎 巖 平戸市危険物安全協会 監事

津 留 敏 男 有明地区危険物安全協会 監事

安 部 谷次郎 一般社団法人大分県危険物安全協会
理事

湯 浅 米 男 一般社団法人宮崎県危険物安全協会
監事

対 島 久 輝 一般社団法人鹿児島県危険物安全協
会 理事

山 城 昌 也 沖縄県危険物安全協会 名護支部支
部長

近 藤 幸 生 四国電力株式会社 火力本部 阿南火
力事業所 橘湾発電所 発電課長

長 島 将 臣 九州電力株式会社 エネルギーサービス
事業統括本部 火力発電本部 新小倉
発電所 オペレーショングループ課長

団体(3団体)

久慈地区危険物安全協会
安達地方危険物安全協会
豊川市防火安全協会

(2) 優良危険物関係事業所 45 事業所

株式会社三宝商会
熊谷商店
ラピスセミコンダクタ株式会社 宮城工場
五城目町総合交流センター五城館
株式会社近野
Astemo株式会社 福島工場
株式会社大洗輸送
株式会社SUBARU 航空宇宙カンパニー
佐藤燃料株式会社
国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 地球観測センター
株式会社堀江商店 木更津営業所
大同興業株式会社
油研工業株式会社 相模事業所
株式会社井口商店
株式会社不二越 東富山事業所
京セラ株式会社 富山入善工場
有限会社久保石油
有限会社鈴木米穀・LPガス
東タイ株式会社 富士川工場
青木石油株式会社
岐菱商事株式会社
有限会社ヤマヤス
株式会社東海理化電機製作所

NTN株式会社 桑名製作所
太平洋セメント株式会社 藤原工場
三恵工業株式会社
マクセル株式会社 京都事業所
株式会社KOC
大関株式会社
株式会社アクティ 境港営業所
益田興産株式会社
黒崎播磨株式会社 備前工場
株式会社ニッペコ 岡山工場
出光興産株式会社 広島油槽所
クアーズテック徳山株式会社
徳島赤十字病院
株式会社フジコー まんのう工場
シンツ石油株式会社
高杉製薬株式会社
鳥栖倉庫株式会社
九州液化瓦斯福島基地株式会社
熊本石油株式会社
株式会社キチセ
株式会社Misumi 宮崎支店
株式会社コタベ 鹿児島営業所

(3) 感謝状 30名

濱 屋 勝 美	一般社団法人北海道危険物安全協会 連合会 前副会長	入 倉 隆 夫	一般社団法人山梨県危険物安全協会 前理事
砂 金 喜 一	名取市防災安全協会 前副会長	土 屋 仁	志太危険物安全協会 前理事
深 谷 龍 二	白河地方消防防災協会危険物部会 前幹事	米 花 立 美	豊川市防火安全協会 前副会長
樽 見 正 衛	鹿沼市防火保安協会 前会長	杉 浦 資 治	知立市危険物安全協会 前会長
西 田 俊太郎	一般社団法人群馬県危険物安全協会 連合会 前理事	小 川 輝 明	一般社団法人京都府危険物安全協会 連合会 前監事
角 田 義 明	狭山市防火安全協会 前会長	片 岡 徹	北はりま防火協会連合会 前会長
石 毛 健 司	旭市危険物安全協会 前会長	坂 本 和 繁	一般社団法人岡山県危険物安全協会 連合会 前会長
鈴 木 康 雄	鎌ヶ谷市防火安全協会 前会長	川 端 正 義	一般社団法人徳島県危険物安全協会 連合会 前会長
中 里 真 二	町田危険物安全協会 前会長	稲 葉 数 久	西予市危険物安全協会 前監事
公益社団法人相模原市防災協会（団体）		大 薨 司 朗	筑後市防災協会 前会長
星 野 昭 榮	公益財団法人新潟県危険物安全協会 前理事	葦 津 幹 之	宗像地区防災協会 前会長
高 畠 清	砺波市危険物安全協会 前理事	大 塚 泰 三	八女地区防災協会 前会長
谷 内 清 秀	七尾鹿島防火協会 前理事	藤 本 辰 郎	伊万里市危険物安全協会 前副会長
大 西 哲 雄	輪島市防火協会 前監事	坂 本 強	長崎市危険物安全協会 前理事
松 谷 和 章	羽咋郡市防火協会 前理事	佐々木 直 哉	宮崎地区危険物安全協会 前副会長

(4) 危険物安全週間推進標語優秀作 1名

深 井 昌 巳

3 危険物保安技術協会理事長表彰 4件

(1) 危険物事故防止対策論文理事長賞 2件・3名

植 田 章 夫

久 田 敏 治・喜多村 亮 太

(2) 危険物事故防止対策論文奨励賞 2件・4名

中 山 誠 一

松 田 侑 也・長谷川 巧・中 西 智 宏



危険物安全大会の会場の様子



池田達雄消防庁長官式辞



受賞者代表謝辞 (一社) 秋田県危険物安全協会連合会
田村 哲朗 副会長



危険物安全大会宣言 山形県危険物安全協会連合会
遠藤 靖彦 会長

危険物取扱者クイズ

問題 消防法令上、危険物の取扱作業の保安に関する講習について、次のA～Eのうち誤っているものの組合せはどれか。

- A 危険物取扱者免状の交付を受けた都道府県以外で実施される講習を受けることもできる。
- B 危険物保安統括管理者に選任されている者であっても危険物取扱者免状を有しない者は、受講義務者に含まれない。
- C 受講義務者は、講習を受けた日から5年以内ごとに講習を受けなければならない。
- D 受講義務者には、危険物保安監督者として選任された者は含まれない。
- E 受講義務者が定められた期間内に受講しなかった場合、免状の返納を命ぜられることがある。

(1) A B (2) B C (3) C D (4) D E (5) A E

解答 正解 **(3)**

解説

- A 受講場所の制限はなく、どこの保安講習でも受講可能です。
- B 受講義務者は製造所等において危険物取扱作業に従事する危険物取扱者です。
- C 5年ではなく、原則3年以内ごとです。
- D Bの解説から、当然危険物保安監督者は受講義務があります。
- E 正しい。

〈事例〉

製造所での危険物配管交換工事中の爆発

発生場所 新潟県

製造所等の区分 製造所

被害状況

- ・移送配管が約4m損傷
- ・作業員1名が死亡、2名が負傷

事故概要

製造所において危険物移送配管の交換作業中、電動のこぎりを用いて配管を切断しようとしたところ、配管内部に付着していた過酸化物が発火。発火により配管内圧が高まったことで配管が破裂した。

事故原因

- ・監視不十分

事故分析

配管内部に付着している物質に過熱による発火の可能性のあることを、施設管理者が作業員に伝えていなかったため、配管を切断しようと電動のこぎりを使用した。配管は約7mあり、パイプラックから取り出すことができないため配管の切断を実施したが、施設管理者は配管の交換を指示した際、切断することを想定していなかった。

事故対策

- ・該当配管を水洗いし潤滑状態を保持する
- ・発火原因物質の特定と保安試験の実施
- ・工事作業員への保安教育の実施及び作業内容確認手順の見直し

❖安全チェックリスト（抜粋）

上記事故はどうしたら防げていたのか、安全チェックリストで見てみましょう。

〔業種共通の危険性評価方法のチェックリスト：大項目 5. 工事管理〕

中 項 目	小項目（着眼点）	チェック項目
5.3 工事安全対策	(1) 工事実施部門の安全確認	☒ 工事実施前の安全確認を適切に行っているか
		☒ 作業員に作業環境、作業方法、安全対策を教育しているか
		☒ 危険予知活動を行っているか
5.5 教育	—	☒ 工事関係者全員（協力会社含む。）を対象としているか
		☒ 工事関係者全員（協力会社含む。）に対し、取扱物質の性状等による危険性に対する安全対策について、教育を行っているか

（チェック項目中の☒はポイント箇所）

「❖安全チェックリスト」：事業者自らが潜在的危険要因を把握し、これに応じた安全対策を実施できるように、当協会が開発した危険性評価方法

上記チェック項目の解説

作業員への指導・指示の周知徹底を図り、特に、取扱物質の危険性及びその危険性に対する安全対策の指導・指示は重点的に実施する必要がある。また、事前に工事の危険性を十分に検討し、事故・災害の可能性のある因子を前もって排除しておく必要があり、危険予知活動（KYK）を工事計画、現場での諸準備及び現場作業等に活用することが大切である。危険予知トレーニング（KYT）でも工事作業員の危険に対する理解レベルを確認できる。

ただし、工事責任者は作業員に対し、安全遵守事項も含め、簡明な作業指示を与えることが必要であり、作業員はこの指示を守ることにより安全が確保されるべきである。教育の実施は、これら指示事項と安全との関わりを理解する、異常時の対応力を補う等を目的に実施される。



2025年7月1日発行 90号 通号105号

編集・発行 一般財団法人全国危険物安全協会
東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館8階
TEL (03) 5962-8921
ホームページ <https://www.zenkikyo.or.jp>

編集協力 株式会社ぎょうせい
TEL 0120-953-431